

半田市・常滑市医療連携等協議会の設置について

総務省が示した公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を設置している自治体は、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の3つの視点で、「公立病院改革プラン」を策定し、経営改革に取り組むこととされていますが、この視点のうち、「再編・ネットワーク化」は、自治体単独の問題ではないため、愛知県は、各医療圏ワーキンググループで検討を進めるとともに、「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」を設置し、各医療圏での検討に対し、助言・指導を行うこととしました。

同有識者会議より、知多半島医療圏中央部においては、市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の医療機能連携を進める必要があると提言されています。

両病院間においては、従来から連携を図ってまいりましたが、半田市と常滑市（以下「両市」という。）の自治体間の取り組みとすることで、さらに積極的に地域住民に分かりやすい連携を図ることができるとして、両市長の意見が一致したため、下記のとおり、半田市・常滑市医療連携等協議会を設置するものです。

記

1. 名 称 半田市・常滑市医療連携等協議会（以下「連携協議会」という。）
2. 設置目的
両市は、地域医療を守り、市民の安心と健康を確保するため、両病院の医療の連携、協力、再編等に関する具体的な方策を協議することを目的とする。
3. 協議内容
 - (1) 救急医療や両病院相互の円滑な紹介などの医療体制の課題に関すること。
 - (2) 医師・看護師の確保及び育成に関すること。
 - (3) 病院経営の効率化のための方策に関すること。
 - (4) 将来にわたる地域医療の安定確保のための情報交換に関すること。
4. 組織及び構成
 - (1) 連携協議会 10人以内（両市長、両病院長、両病院医療職員、両市行政職員）
 - (2) 作業部会 6人以内（両病院事務局長、両病院事務局職員）